

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		道路内建築制限の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第44条第1項第4号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「アーケードの取り扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号)</p> <p>「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(平成30年7月11日 国住指第1198号、国住街第77号)</p> <p>「道路の上空に設ける通路に係わる建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について」(平成30年7月11日 国住指第1201号、国住街第80号)</p> <p>「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）